

年金生活者支援給付金が 始まります

納付済期間によって変動
はありますが、基準月額
5000円が年金額に上乗せ
されます。

②同一世帯の全員が非課税である

③前年の年金収入額とその他所得額の合計が87万9300円以下である

また、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している人で、前年の所得が

対象者には、9月中旬以降に日本年金機構から請求手続に関する書類が送付される予定です。必要事項を記入のうえ、日本年金機構へ提出してください。

なお、10月・11月分は12月の支給日以降に順次支給されます。

問い合わせは、市民課年
金係（☎内線273）、桐生
年金事務所（☎442311）
給付金専用ダイヤル（☎
0570・05・4092）へ

期日	時間	場所
10月8日（火）	13:30 ～ 13:45	相生公民館
	14:10 ～ 14:25	川内公民館
	14:55 ～ 15:15	青年の家駐車場
10月10日（木）	13:30 ～ 13:45	梅田公民館
	14:15 ～ 14:30	桜木公民館
	14:50 ～ 15:10	総合福祉センター
10月11日（金）	13:15 ～ 13:25	黒保根町保健センター
	13:45 ～ 13:55	上田沢集会所
	14:15 ～ 14:25	柏山集会所
	14:45 ～ 14:55	宿廻集会所
10月19日（土）	13:30 ～ 14:30	新里総合センター駐車場

新しい被保険者証は、9月中に郵送します。親元を離れている学生を対象に交付している被保険者証も同時に送付します。

新しい被保険者証の有効期限は、令和2年9月30日です
ただし、10月1日から令和2

届け出が必要な面積などは
下表のとおりです。

無料相談会

10月の土地月間に合わせて群馬県不動産鑑定士協会の会員が土地の相談に応じます。

期日 10月4日（金）

時間 午前10時～午後3時
場所 604会議室（市役所）

6
階
)

問い合わせは、都市計画課
計画係（☎内線754）へ。

義務者 (届出時期)	届出が 必要な面積	根拠法令
土地を売る人 (売買契約締結日 の3週間前まで)	都市計画施設の区域内200㎡以上 市街化区域内5,000㎡以上 新里町10,000㎡以上	公有地の拡大の 推進に関する法律
土地を買った人 (売買契約締結日 から14日以内)	市街化区域内2,000㎡以上 市街化調整区域内・新里 町5,000㎡以上 黒保根町10,000㎡以上	国土利用計画法

年9月30日までに75歳を迎える人は、誕生日の前日までです。また、65歳を迎える退職被保険者と退職被扶養者は誕生日の末日までです。

なお、被保険者証の裏面に臓器提供に関する意思表示の欄が設けられていますが、意思を表示することは被保険者の任意ですので、記入を強いるものではありません。

問い合わせは、医療保険課 国保係（☎内線258）へ。